

令和6年第1回 白井市議会定例会

(開会 令和6年2月13日)

陳情文書表

陳情第1号	令和6年1月29日受理	
付託委員会	教育福祉常任委員会	
件名	白井市の保育運営に関わる地域格差を是正する仕組みの構築に関する陳情書	
陳情者	住所	白井市折立618-10
	氏名	白井市民間保育園連盟 会長 富澤 真史
〔陳情要旨〕		
<p>認可保育園等の運営費は、国の「子ども・子育て支援教育・保育給付費」の公定価格により決定され、保育園等収入の主たる財源となっております。公定価格とは、教育・保育に必要な費用の金額で国が定めた基準により算定されており、子ども一人当たりの単価として設定されています。</p> <p>この国が定めた公定価格は、基本分単価と加算項目で構成されており、これらは、施設の定員数や利用児童の年齢によりその額が異なります。さらに公定価格の大部分を占める基本分単価は、定員数や利用児童の年齢が同じでも所在している地域によってその単価が異なる仕組み（以下「地域区分」という。）になっています。（加算項目の一部も地域区分が影響するものがあります。）</p> <p>格差を是正する考え方の一つにこの「地域区分」があります。公定価格には地域区分が設けられ、「20/100地域」か「その他の地域」までそれぞれに単価設定がなされています。白井市は現在6/100です。白井市の近隣市町村において隣接する船橋市は12/100、印西市は16/100となっております。定員90名の試算において白井市と船橋市との比較では年間約900万円、白井市と印西市との比較では約1200万円の差額が生じております。少なくとも同じ生活圈、基本的に同じ保育の業務をする上でこれだけの格差が生じていることは著しく合理性を欠く設定となっております。地域区分の低い白井市では近隣の市町村と比べると職員給与全体を抑えざるを得ない状況にあり、保育の質の向上に大きく影響するばかりか、職員の待遇や保育士等の確保においても深刻な影響を及ぼしかねない状況といえます。</p> <p>これらを鑑みても、保育現場における地域間格差を解消することは、子育て支援策の「質の向上」と「量的拡充」の実現に必要な措置であると考えております。どこでも、同一の保育の質や保育士等の確保が保証されますよう、隣接する地域との格差を是正した仕組みの構築をお願いいたします。</p> <p>白井市ではこれまでも国や県に対し地域格差の是正を要望していると聞いていますが、重ねて国及び関係行政官庁への働きかけを陳情いたします。</p>		
【陳情事項】		
<p>白井市内の保育の質の向上や保育士等の確保が十分に保証されますよう、隣接する地域との格差を是正する仕組みの構築をしていただけるよう国及び関係行政官庁宛に意見書を提出するようお願いいたします。</p>		

別紙

白井市の保育運営に関わる地域格差を是正する仕組みの構築に関する意見書（案）

認可保育園等の運営費は、国の「子ども・子育て支援教育・保育給付費」の公定価格により決定され、保育園等収入の主たる財源となっております。公定価格とは、教育・保育に必要な費用の金額で国が定めた基準により算定されており、子ども一人当たりの単価として設定されています。

この国が定めた公定価格は、基本分単価と加算項目で構成されており、これらは、施設の定員数や利用児童の年齢によりその額が異なります。さらに公定価格の大部分を占める基本分単価は、定員数や利用児童の年齢が同じでも所在している地域によってその単価が異なる仕組み（以下「地域区分」という。）になっています。（加算項目の一部も地域区分が影響するものがあります。）

格差を是正する考え方の一つにこの「地域区分」があります。公定価格には地域区分が設けられ、「20/100地域」か「その他の地域」までそれぞれ単価設定がなされています。白井市は現在6/100です。白井市の近隣市町村において隣接する船橋市は12/100、印西市は16/100となっております。定員90名の試算において白井市と船橋市との比較では年間約900万円、白井市と印西市との比較では約1200万円の差額が生じております。少なくとも同じ生活圏、基本的に同じ保育の業務をする上でこれだけの格差が生じていることは著しく合理性を欠く設定となっております。地域区分の低い白井市では近隣の市町村と比べると職員給与全体を抑えざるを得ない状況にあり、保育の質の向上に大きく影響するばかりか、職員の待遇や保育士等の確保においても深刻な影響を及ぼしかねない状況といえます。

これらを鑑みても、保育現場における地域間格差を解消することは、子育て支援策の「質の向上」と「量的拡充」の実現に必要な措置であると考えております。どこでも、同一の保育の質や保育士等の確保が保証されますよう、隣接する地域との格差を是正した仕組みの構築をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

白井市議会

提出先